

令和6年度住民税非課税世帯等支援給付金 のご案内

DV等で避難されている方の手続きについて

- DV等で住所地※¹以外に避難中の方も、令和6年度住民税非課税世帯等支援給付金を御自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、福山市にお住まいで、一定の要件（DV保護命令等と収入要件）を満たす場合、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

※1 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**
児童がいる場合、児童1人あたり2万円

提出期限

2025年（令和7年）4月30日（水）

※消印有効

給付金の支給対象

I 支給対象

- 2024年（令和6年）12月13日時点の世帯全員の2024年度（令和6年度）住民税が「**非課税者**」または「**均等割のみ課税者**」で構成される世帯

※ただし、次の場合を除く。

- ・世帯全員が課税者の扶養親族等である世帯（ただし、課税者が加害者の場合は除く。）
- ・世帯主が福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等である世帯
- ・修正申告等により住民税が課税になった者を含む世帯

II 支給手続き

- 「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」及び「DV避難中であることのわかる書類」を提出してください。後日、「令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書」を送付します。

問合せ先

福山市給付金コールセンター



050-2030-5859 (FAX 084-927-7133)

受付時間 平日8:30～17:15

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることのわかる書類、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身及び同伴者の収入が住民税非課税相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まい（福山市）で受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」及び「DV避難中であることのわかる書類」を提出してください。
後日、「令和6年度住民税非課税世帯等支援給付金申請書」を送付します。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。